

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 13日

都道府県知事

佐藤 樹一郎 殿

提出者

住 所 日田市田島二丁目6番1号

氏 名 日田市長 棚野 美智子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0973-23-3111 (代表)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日田市浄化センター
事業場の所在地	日田市南友田町717番地1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

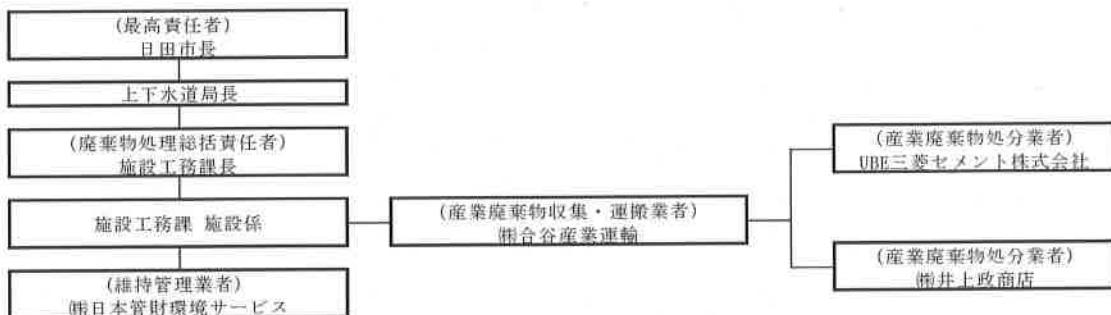
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	下水道処理維持管理業
② 事業の規模	年間放流水量 6,199,508m <sup>3</sup> /年(令和5年度実績) 発生汚泥量 2,275.4 t/年(令和5年度実績)
③ 従業員数	26人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph TD; A[水処理施設] --&gt; B[汚泥濃縮設備]; B --&gt; C[消化タンク]; C --&gt; D[汚泥脱水設備]; D --&gt; E[脱水汚泥]; E --&gt; F[天日乾燥汚泥]; E --&gt; G[セメント原料又は堆肥原料]; G --&gt; H["(処理業者2社)"]</pre>

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	-
	排 出 量	2,275.4 t	-
(これまでに実施した取組)			産業廃棄物（下水汚泥）の処理には、多額の費用がかかっているため、各機械の保守点検や運転管理には注意を払い、特に脱水機で使用する高分子凝集剤の使用量や廃棄物の排出の抑制に取り組んでいる。
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	-
	排 出 量	2,330.8 t	-
(今後実施する予定の取組)			機械の保守点検等に注意を払い、日常点検や月点検・年点検の実施に加えて、汚泥消化のための適正温度管理や高分子凝集剤の注入率の管理により産業廃棄物発生量の抑制に努める。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物は下水汚泥しか発生しないため、分別に関する事項はない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t		t
		(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t		t
		(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度( 年度) 実績】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度) 実績】	
産業廃棄物の種類	下水汚泥
全処理委託量	2,275.4 t
優良認定処理業者への 処理委託量	1,136.8 t
再生利用業者への 処理委託量	1,138.6 t
認定熱回収業者への 処理委託量	—
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—
(これまでに実施した取組) 100%再生利用することのできる処分業者に処分を委託する。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	全処理委託量	2,330.8 t	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,190.9 t	—
	再生利用業者への 処理委託量	1,139.9 t	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現在、産業廃棄物の処理については、再生利用を目的とした業者と 委託契約を締結しており、今後も再生利用を目的とする処理業者と のみ委託契約を締結する予定である。</p>			
※事務処理欄			